

29福体協第39号  
平成29年4月25日

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
代表理事 様

公益財団法人福島県体育協会  
会長 須佐喜夫



公益財団法人福島県体育協会スポーツ仲裁に関する規程  
について（通知）

標記の件について、平成29年2月28日に開催した本会平成28年度第3回理事会において下記のとおり承認したことを御報告いたします。

記

公益財団法人福島県体育協会スポーツ仲裁に関する規程

公益財団法人福島県体育協会（以下「協会」という。）は、福島県におけるスポーツの普及振興という高い公益性と社会性をもった組織であり、スポーツに関するルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与していくために、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構による仲裁を受け入れ、紛争の解決を図っていくこととする。

- 第1 協会におけるスポーツ競技又はその運営をめぐる紛争については、公平中立で独立の地位を有する仲裁人によって構成される公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁により公正かつ迅速な解決を図っていくこととする。
- 第2 協会が行った競技又はその運営に関する決定事項に対する競技者等からの不服申立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づいて行われる仲裁により解決されるものとする。

附則 この規程は、平成29年2月28日から適用する。

